

(件名) 誰もが平等に安心して暮らせる鹿児島づくりに関する陳情書

(陳情の趣旨)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。貴職におかれましては、かねてより障害者、高齢者、児童の福祉向上のため日々ご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝申し上げます。

2014年3月「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が制定され8年になります。これは、2013年の障害者差別解消法施行、2014年の障害者権利条約批准に基づくものです。この秋、障害者権利条約の取り組みに対する日本政府の初めての報告に対しての総括所見が、国連の障害者権利委員会から出され、差別解消への「合理的配慮の提供」が民間へ義務化されたこと等は肯定的に評価されました。しかし、懸念事項として、精神障害者の強制的な入院やインクルーシブ教育の問題など「父権主義的アプローチ」や「社会モデル/人権モデル」でなく未だ「医療モデル」であることなどがあげられました。

鹿児島では障害者施策や支援の在り方に地域間格差が多く存在している実態があります。障害者権利条約は国だけでなく、都道府県や市町村など地方自治体もその方針に沿って、施策や支援を進めていかなければなりません。鹿児島に生まれ生活している一人一人の県民が、障害があってもなくても「切れ目なく」「誰一人取り残さない」支援で、「同世代の他のものとの平等」などの権利が保障され、安心して地域で暮らしていくために、以下のことを陳情いたします。

【乳幼児部門】

1 乳児期(0歳段階)の健診や保護者支援の充実を図ってください

近年の児童虐待死亡例をみると、0歳が大半を占めています。保護者が安心して子育てや困り感を相談できる乳児の集団健診の充実や、赤ちゃんへの具体的なかかり方やあそびを知ることができる、0歳からの親子教室(赤ちゃん教室)を各自治体で設置できるようにしてください。

2 子どもの命を守る保育現場・療育現場の公的支援の拡充をしてください

(1) 深刻な保育士不足背景には、国際的にみても貧困な保育士配置基準に加え、保育士の平均賃金がかなり低く押さえられていることが挙げられます。県は配置基準と公定価格の抜本的見直しを国に要望するとともに、保育士確保のための処遇改善の上乗せを自治体独自で行ってください。

(2) 県は国に対して、保育所の設置を市町村に義務づけられた児童福祉法第24条を堅持すると共に児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業にも上記項目が適用されるように意見書をあげてください。

【学齢・青年期部門】

3 生涯学習の場となる障害者の青年学級を公的に支援して下さい

特別支援学校等を卒業し就労した青年たちのほとんどが、家と職場の往復しかない生活を送っています。地域に高齢者学級や婦人教室など生涯学習の場があるように、障害者にもスポーツや文化等の余暇や交流を楽しむ青年学級が必要です。卒後も豊かな地域生活が送れるよう、青年学級を公的に支援し市町村に開設を働きかけてください。

【成人・高齢期部門】

4 地域生活支援事業は県内どこに住んでいても同じ条件で実施されるようにしてください

障害があってもその人らしく暮らしていくことを支援する地域生活支援事業、

とりわけ移動支援事業は、支給者である市町村によって事業の範囲や利用者負担額で格差が起きています。県は障害当事者の居住地にかかわらず同一条件で支援を受けられるよう、市町村に働きかけてください。

- 5 65歳になっても、引き続き障害福祉での支援も受けられるようにしてください
65歳を迎えると、障害のある人も「介護保険優先原則」により、それまで利用できていた障害福祉サービスから介護保険でのサービスに移行することを求められます。そのことで、利用できる支援の範囲が大きく狭められ、多くの方が生活に困難を抱えています。障害者の個々の状況に応じて障害福祉サービスも支給決定するように市町村に働きかけしてください。

署名者 18,817名

(署名簿 - 省略)